藤岡市農業委員会令和7年第5回定例会議事録

令和7年5月7日招集

令和7年藤岡市農業委員会第5回定例会議事録

令和7年5月7日、藤岡市農業委員会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第5回 定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利 用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承 認について

議案第 26号 農業委員会の適正な事務実施について

報告第 9号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 10号 農地法関係出願等について

[出席農業委員](13名)

 1番 飯塚 光
 2番 武藤 賢太郎
 3番 秋谷 房江
 4番 松村 敏惠

 5番 清水 淑朗
 6番 田沼 範明
 7番 浅見 健司
 8番 山口 暁

 9番 清水 春樹
 10番 中村 章弘
 12番 鈴木 儀幸
 13番 川村 信行

 14番 塚本 欣吾

[出席農地利用最適化推進委員] (7名)

 2番 神田 隆
 4番 黒澤 功
 6番 茂木 敏夫
 8番 宮下 佐登志

 10番 水沼 勝美
 14番 堀越 昭彦
 17番 栁澤 憲司

[事務局]

 事務局長
 横田道明
 事務局次長
 真下和弘

 次長補佐兼係長
 春山崇
 係長代理
 宮原優雅子係長代理

(開会13時24分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和7年第5回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、隣の中庁舎3階の小会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長

有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和7年第5回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。10番中村委員、12番鈴木委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時27分) (再開13時46分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は岡之郷のOさんが、農業経営の規模拡大を図るため、岡之郷の農地1筆、面積218㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は立石のSさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石の農地1筆、面積134㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は鬼石のOさんが、農業経営の規模拡大を図るため、三波川の農地2筆、面積1,148㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第23号整理番号1番から3番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第23号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第23号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第23号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号4番から6番の3件です。整理番号4番は市内の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、藤岡の農地1筆、面積511㎡を使用貸借にて借り受けるものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は緑埜のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、緑埜の農地1筆、面積146㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は市外のIさんが、新たに農業経営を開始するため、白石の農地3筆、面積2,775㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第23号整理番号4番から6番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第23号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第23号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第23号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数でありますので、議案第23号整理番号6番は許可と決定します。続きまして、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は市外のKさんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地(分家住宅)として転用するもので、農地2筆、面積477㎡、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市内の法人が、本郷の農地を賃貸借にて借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積553㎡、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第24号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第24号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第24号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第24号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第24号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番と4番の2件です。整理番号3番は、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸借にて借り受け、砂利採取のため転用するもので、農地9筆、面積9,724㎡、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、整理番号3番と関連がありますが、市外の法人が、中大塚の農地を賃貸借にて借り受け、砂利採取のための通路用地として転用するもので、農地5筆、面積8,610㎡の内2,408㎡、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第24号整理番号3番と4番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号3番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第24号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第24号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第24号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第24号整理番号4番は許可と決定します。続きまして、議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。議案第25号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。こちらの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画と地域計画の区域外のものに係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は10件です。以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第25号について事務局の説明が終わりましたが、何かご 意見がありましたらお願いします。

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第26号農業委員会の適正な事務実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案第26号農業委員会の適正な事務実施に ついてご説明いたします。農業委員会の適正な事務実施について、令和7 年度最適化活動の目標の設定等(案)を作成したので農業委員会の決定を 求めるものであります。農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、実施 状況及び目標の達成状況について、農業委員会に関する法律、第37条の 規定により、その結果を公表することとされておりますことから案を作成 したものです。8ページをご覧ください。別記様式1、令和7年度最適化 活動の目標の設定等(案)でございます。令和7年4月1日の農業委員会 の状況ですが、1は令和5年度に改選された農業委員会の現体制の状況で す。2といたしまして農家・農地等の概要については、2020年農林業セン サス等の統計調査を基に記入してあります。大項目Ⅱの最適化活動の目標、 (1) の農地の集積ですが、令和7年3月現在の現状の、管内の農地面積 1,610ha に対し、これまでの集積面積 698ha で、集積率 43.4%、となって おり、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加が課題となり集積が進まな い原因となっております。目標については、藤岡市農業委員会農地等の利 用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和9年度末を目標年度とし、 集積率 45.0%としております。今年度は集積率 43.4%を目指し、新規集 積面積 1ha、今年度末の目標集積面積は、これまでの集積面積 698ha と新 規集積面積 1ha の計で 699ha でございます。次に (2) の遊休農地の解消 ですが、令和6年度利用状況調査により判明した遊休農地72.6ha、緑区 分43.2ha、黄区分29.4haであり、調査の円滑な実施と土地所有者への指 導徹底が課題となっております。目標として緑区分は、令和3年度に確認 された遊休農地を5年間で解消することを目標とするため21.7haの5分 の1、4.3ha、黄区分については、解消のための工程表の策定方針となっ ていますので関係機関と協議し、工程表を策定する予定です。新規発生遊 休農地の解消目標面積 2.4ha は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地 で解消することを目標とするものでございます。(3)の新規参入の促進 ですが、令和4年度から令和6年度の新規参入者の状況で新規参入者の農 地及び農業用施設の取得が課題となっております。また、今年度の目標に ついては、権利移動面積令和4年度から令和6年度の3ヶ年の平均の1割 以上を記入するとされておりますので 3.2ha となります。次に 9ページを ご覧ください。最後に最適化活動の活動目標ですが、最適化活動を行う日 数目標、活動強化月間の設定、新規参入者相談会の実施等を設定いたしま した。推進委員等が最適化活動を行う活動日数につきましては、月当たり 10日程度と示されておりますが、最低でも月6日以上ということであり ましたので、6日としました。活動については、農地の見回り活動なども 1日とカウントすることが出来るのでご理解ご協力をお願いします。次に、 活動強化月間を3回以上設定しなくてはならないため、目標としまして、 利用状況調査と同時期になりますが、8 から 10 月を、遊休農地解消の目 標とさせていただきました。新規参入相談会への参加目標につきましては、 1回として JA 主催で毎年開催している相談会へ参加していただきたいと 考えております。以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。 ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、議案第26号について、事務局の説明が終わりましたが、何か 意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第26号農業委員会の 適正な事務実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願い します。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第26号農業委員会の適正な事務実施について、原案のとおり決定します。続いて、報告第9号・10号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 9 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 4 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 10 号ですが、議案書 12 ページから 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5 条の許可証明が 6 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 1 件、適格者証明が 1 件、許可取消が 1 件の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第9号・10号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和7年第5回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 07 分)